

京都府道路公社広告取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公社の資産を広告媒体として活用して民間企業等の広告を掲載若しくは掲出又は命名（以下「広告掲載」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 公社の資産への広告掲載は、公社の新たな財源を確保し、利用者サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載基準)

第3条 広告掲載は、公社の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ公社の資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告掲載の対象としない事業者及び事業、並びに広告内容に関する基準は、別に定める。

(媒体、規格等)

第4条 広告掲載を行う媒体、規格、場所、募集方法、選定方法、掲載料等その他広告事業の実施に関し必要な事項については、広告媒体ごとに別に定める。

(広告主の責任)

第5条 広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 前項に関する経費は、広告主の負担とする。

3 掲示物等で、設置及び撤去の費用が必要な場合、別に定めがある場合を除き当該経費は、広告主の負担とする。

4 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、公社に損害を与えた場合は、公社の請求によりその損害を賠償するものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告主は、広告掲載料を公社が指定する期日までに、公社が発行する請求書により納付するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第7条 公社は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載を行わず、又は既に広告掲載している広告を、広告主へ催告等を行わずに中止することができる

(1) 指定する期日までに広告掲載をする広告対象の提出がないとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(3) 広告主の倒産、破産等により広告掲載をする必要がなくなったとき。

- (4) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (5) 広告主が公社の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為をしたとき。
- (6) 広告主の社会的信用を著しく損なうような不祥事が明らかになったとき。
- (7) 公社の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第8条 前条の規定により広告掲載を取り消し、又は中止したときその他広告主の責に帰す理由により広告掲載ができなかったときは、公社は納付された広告掲載料を返還しない。

2 公社の責めに帰す理由により、広告掲載ができなかったとき、又は中止したときは、当該広告掲載しなかった期間に応じた広告掲載料を広告主に返還する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。